

# 狩猟者育成センター(仮称)整備

## 【参考資料】

1	兵庫県第12次鳥獣保護管理事業計画等の概要	・・・	1
2	野生動物による農林業被害	・・・	2
3	野生動物による人身被害(イノシシ、ツキノクグマ)	・・・	3
4	シカ食害による生物多様性への影響	・・・	4
5	野生動物の生息状況(シカ、イノシシ)	・・・	5
6	狩猟者の現状	・・・	6
7	県内及び近隣府県の射撃場の現状	・・・	8
8	狩猟者育成センター整備検討会の概要	・・・	9
9	クレー射撃の模式図	・・・	12
参考	福岡県及び岡山県の射撃場の状況写真	・・・	13

# 1 「兵庫県第12次鳥獣保護管理事業計画」等の推進

本県は、瀬戸内海から日本海まで変化に富んだ自然環境に恵まれており、鳥類 367 種、獣類 39 種が生息する豊かな生態系を構成している。

しかし、近年、一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大などにより、農林水産業や地域住民への被害が発生しているほか、食害による森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じている。

このため、平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」等に基づき、市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）を行っている。

<b>第 12 次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月）</b>	
<b>主な内容</b> (1) 鳥獣捕獲許可の基準・考え方 (2) 鳥獣保護区等の指定及び管理 (3) 特定計画の作成 等	
<b>第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成 29 年 4 月～平成 34 年 3 月）</b>	
第 2 期ニホンジカ管理計画	農業被害の半減、下層植生衰退の進行防止、「目撃効率※1.0 以下」となる個体数管理
第 2 期イノシシ管理計画	農業被害の半減、人身被害の解消、生息密度上昇の制御
第 2 期ニホンザル管理計画	人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、加害レベルや群れの規模に応じた個体数管理
ツキノワグマ管理計画	人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、推定生息数 400 頭以上の維持

※目撃効率：狩猟者 1 人が 1 日に目撃するシカ（イノシシ）の頭数

## 【個体数管理】

わなによる捕獲



## 【被害管理】

獣害防護柵の設置



## 【生息地管理】

野生動物共生林整備



狩 猟：狩猟免許所持者が狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣（鳥類 28 種、獣類 20 種）を捕獲する行為

有害捕獲：農林水産業、生活環境被害等の防止を目的に、県や市町等から許可を受けた者が、許可された内容（対象種、場所、期間、猟法、捕獲数）で捕獲する行為

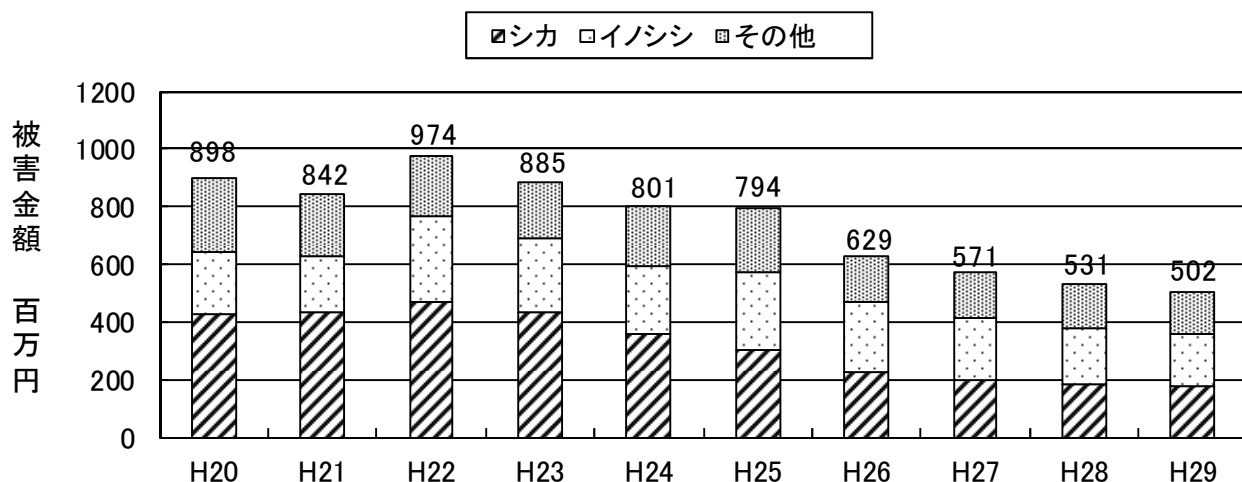
## 2 野生動物による農林業被害

### (1) 農林業被害額

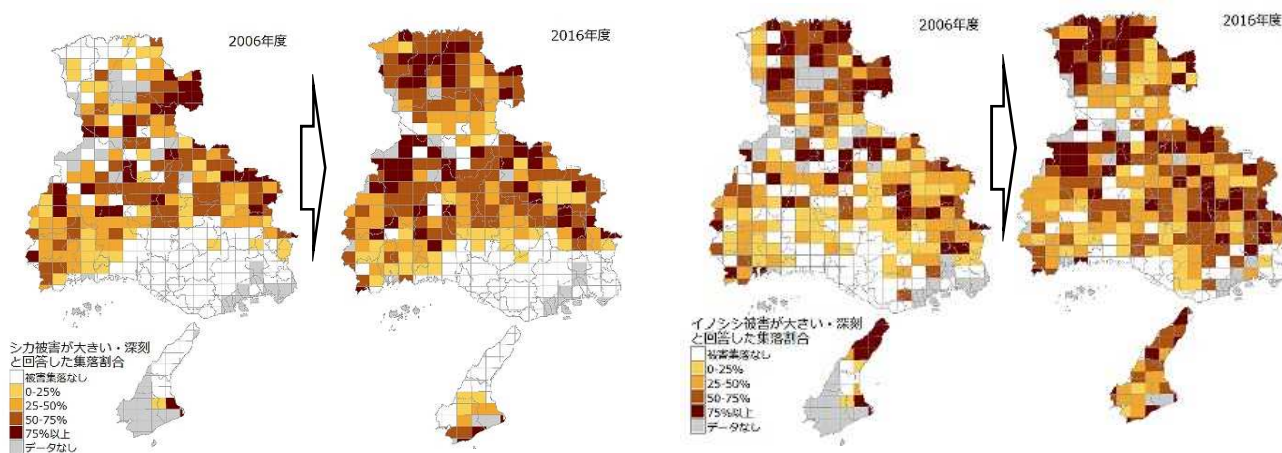
平成 29 年度の農林業被害額は、対策の効果もあり 5 億 2 百万円と減少傾向にある。獣種別の被害では、シカ（1 億 75 百万円、前年比▲7 百万円）とイノシシ（1 億 82 百万円、前年比▲13 百万円）が約 7 割を占めており、営農意欲の減退や耕作放棄の要因ともなっており、数字に現われる以上に深刻な影響を及ぼしている。

近年の小雪等に伴う野生動物の生息範囲の拡大、狩猟者の高齢化等に起因する捕獲圧の低下により、地域によっては生息数や被害が拡大している。

野生鳥獣による農林業被害額の推移



### (2) 農林業被害の分布（シカ、イノシシ）と推移 ※集落アンケート結果より



(シカ 2006→2016)

(イノシシ 2006→2016)

### 3 野生動物による人身被害

#### (1) イノシシの人身被害の状況

六甲山周辺の住宅地では、餌付け等により、人慣れしたイノシシが出没し、人身事故や生活被害が発生している。

##### 神戸市内でのイノシシの人身被害等

年度	H25	H26	H27	H28	H29
人身事故（件）	27	65	41	33	20
苦情件数（件）	136	357	395	334	356

#### (2) ツキノワグマの出没状況等

生息数が一時的に減少し、絶滅も危惧されていたが、平成8年度からの狩猟禁止や学習放獣等の保護対策を計画的に進めた結果、絶滅のおそれがないレベルまで生息数が回復し、その後も増加傾向にあり、集落周辺での出没件数の増加が危惧されている。

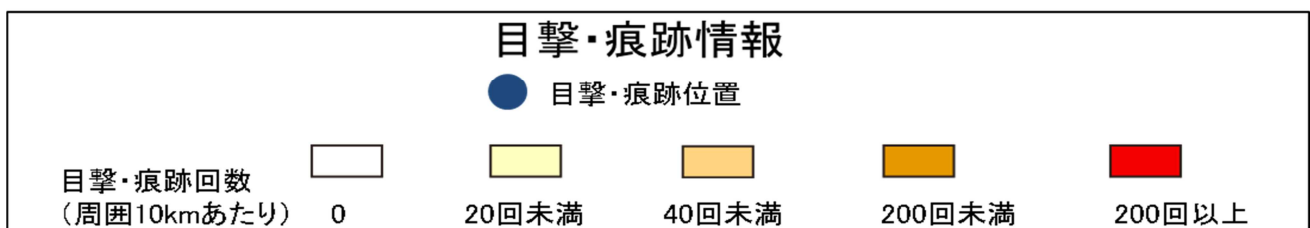
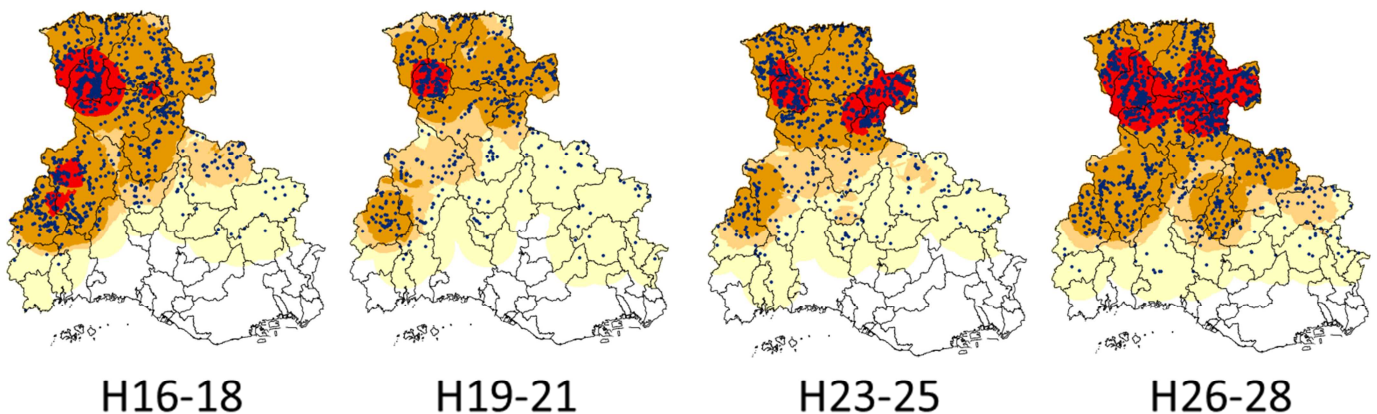
##### 【28年度の人身事故の内訳】

日時	場所	内容等
10月17日	宍粟市一宮町能倉	集落内、郵便物の回収時、男性60歳
11月7日	養父市(関宮町)別宮	林道、出勤途中、男性70歳、
12月15日	養父市八鹿町九鹿	集落ゴミ収集場、男性64歳

##### 【29年度の人身事故の内訳】

日時	場所	内容等
5月22日	香美町小代区新屋	集落から離れた作業小屋、女性60歳
6月27日	新温泉町竹田	梨果樹園、男性83歳、

##### 【出没情報の分布（密度）と推移】

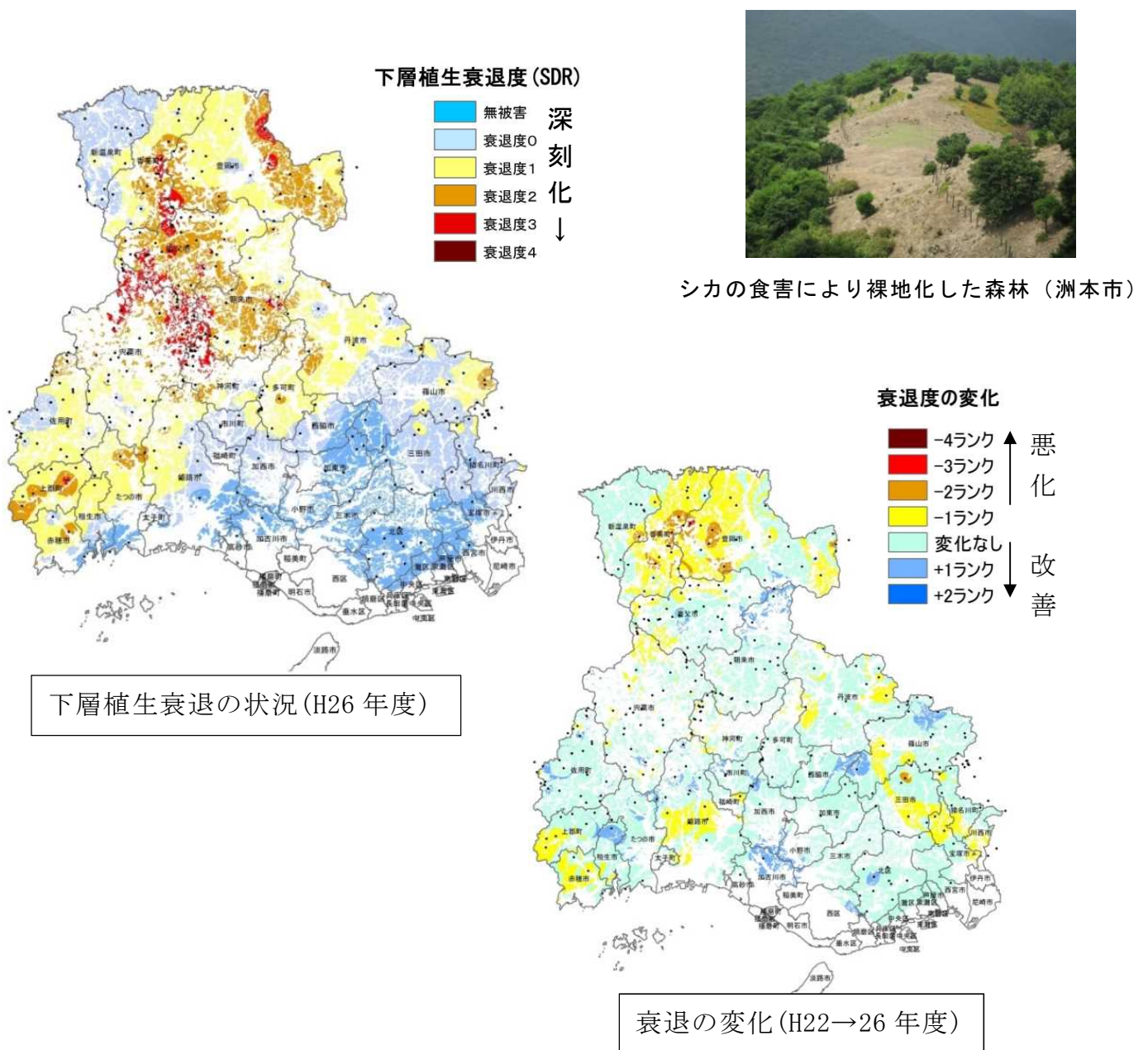


## 4 シカ食害による生物多様性への影響

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壌流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生している。

### ○下層植生の衰退度の状況

4年ごとに下層植生衰退度を調査しており、最新データである平成26年度と、その前回の平成22年度の森林の下層植生の衰退度の変化を見ると、目撃効率が高く、高い密度でシカが生息していると考えられる北但馬地域において、衰退度が2ランク以上進行し、被害が深刻化した森林が多く見受けられる。



## 5 野生動物の生息状況

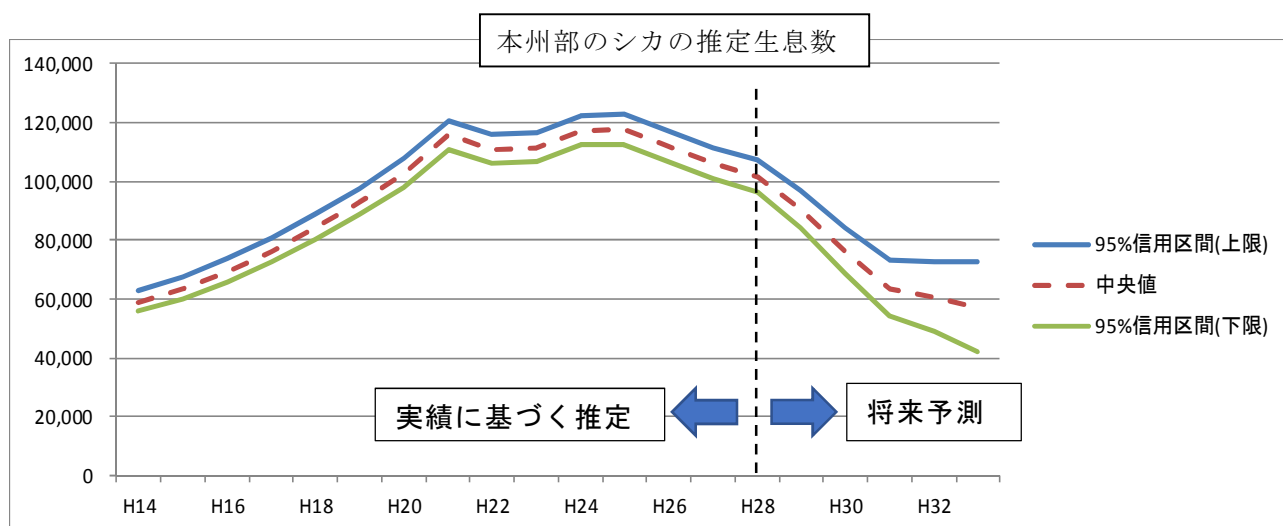
### (1) シカの生息数の推移

シカ生息数の5年間の推定（平成30年3月推定）

（単位：頭）

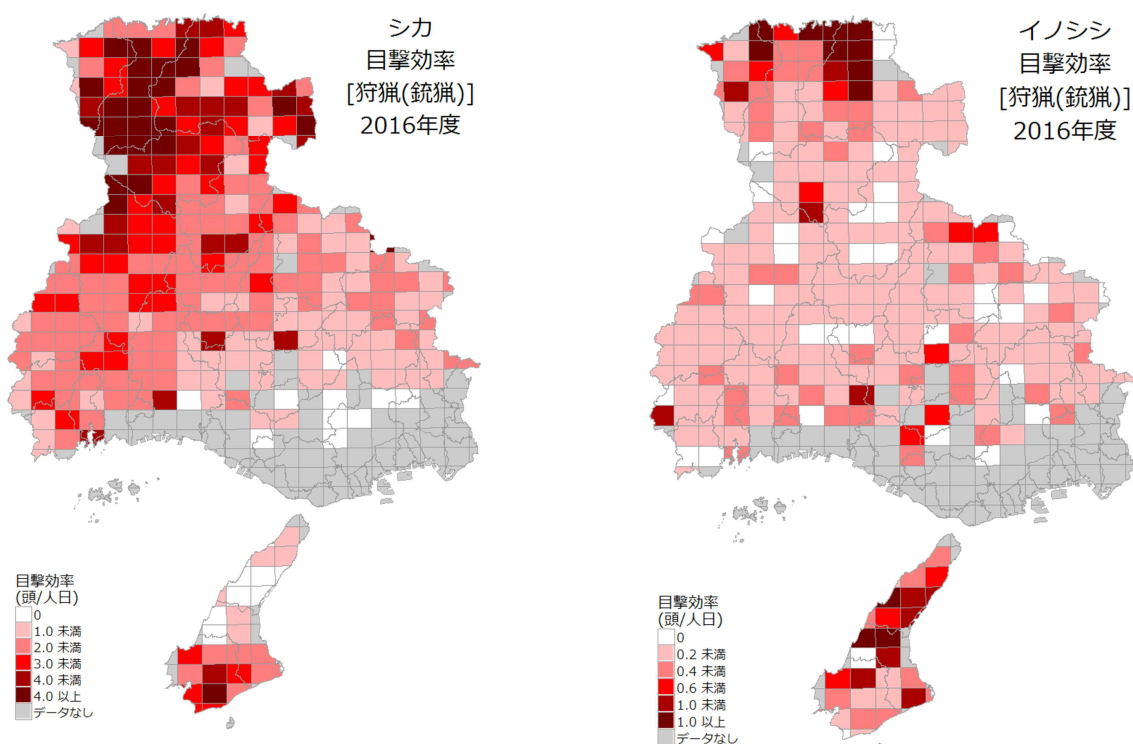
区分	H26年時点	H27年時点	H28年時点	H29年予測	H30年予測	
推定生息数	本州部	111,842	105,859	101,393	90,261	76,026
	淡路地区	13,311	12,181	10,632	10,371	8,567
	計	125,153	118,040	112,025	100,632	84,593

※森林動物研究センターによる推定値(狩猟等捕獲後の生息数)。



(注)中央値は、あくまでも統計処理上の数値

### (2) シカとイノシシの目撃効率（狩猟者1人が1日に目撃する頭数）

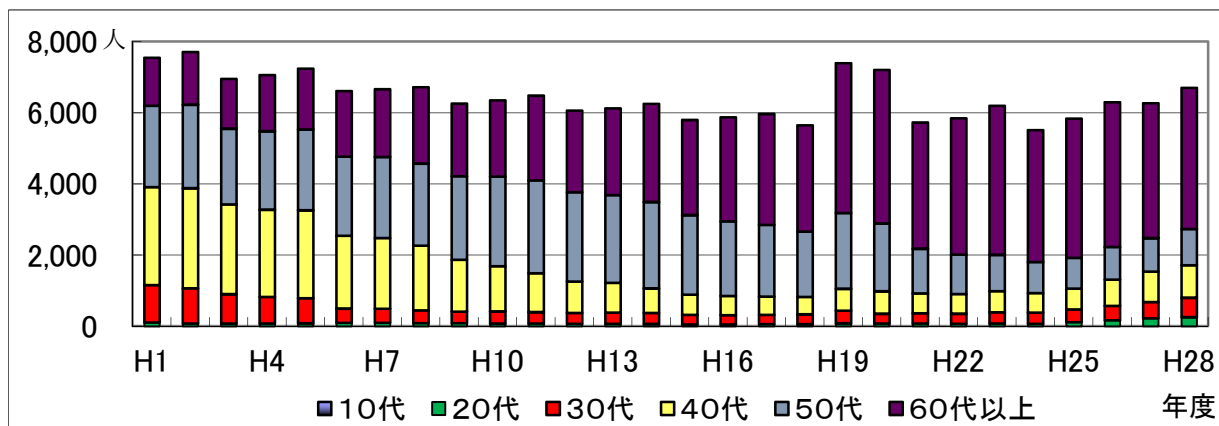


## 6 狩猟者の現状

### (1) 年代別狩猟者の推移

野生鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許の取得が必要であり、取得者数は横ばい傾向となっているが、年代別に見て、50歳以上の割合が74%を占めている。

近年は、49歳以下の若手が増加している。



### (2) 新規狩猟免許取得者の年齢構成

平成29年度の新規狩猟免許の受験者は、20代から30代が約32%を占め、狩猟に対する関心の高まりがうかがえる。

また、地域別でみると、神戸・阪神地域での受験者が38%と高い。

	神戸	阪神	加古川	加東	姫路	光都	豊岡	朝来	丹波	洲本	計	
18～29歳	17	13	8	1	4	4	3	5	7	7	69	10.1%
30代	36	33	12	12	9	10	8	4	11	13	148	21.8%
40代	33	38	20	13	16	10	4	10	17	9	170	25.0%
50代	19	30	8	15	12	10	13	5	7	11	130	19.1%
60代	16	9	4	22	9	18	14	1	12	16	121	17.8%
70代	5	7	1	11	4	0	4	1	6	1	40	5.9%
80代	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0.3%
計	126	130	53	74	54	52	47	27	60	57	680	100.0%

### (3) 狩猟マイスター育成スクールの概要

将来にわたり有害鳥獣(シカ・イノシシ等)捕獲活動に従事しようとする者を対象に、狩猟に関する様々な知識や技術を習得するスクールを実施

●日程：1年目（9日程度）、2年目（現地主体に8日程度）

□ ●受講料は無料（交通費、資格取得、猟具購入などにかかる実費は個人負担）



模造銃を用いた銃器の取扱い指導



射撃場での射撃実習



ベテラン狩猟者によるわな猟実習



銃猟現場での実習

### ● 講義・実習内容

#### 〔1年目〕

- 1日目【講義】狩猟環境の基礎知識（4時間）
  - ・県下の野生鳥獣を取り巻く現状、法令に関する知識、被害対策の基本
- 2日目【講義】猟法、猟具の基礎知識（4.5時間）
  - ・銃猟に関する基本、わな猟に関する基本
- 3日目【講義】わな猟に関する基本的な知識と捕獲技術（4.5時間）
  - ・わな猟に関する法令・マナー、くくりわな捕獲の技術
  - ・箱わな、囲いわな捕獲の技術、止めさしの方法
- 4日目【講義】電気止めさし器の作成と安全な使用方法（4時間）
  - ・電気止めさし器の作成、電気止めさし器の安全な使用方法
- 5日目【実習】箱わな実習（県南部地域及び県北部地域）
- 6日目【実習】くくりわな実習（県南部地域及び県北部地域）
- 7日目【講義】銃猟に関する基本的な知識と捕獲技術（4時間）
  - ・銃猟に関する法令、マナー、銃猟による捕獲の実際、銃猟における安全確保
- 8日目、9日目【実習】銃猟実習（県南部地域及び県北部地域）

#### 〔2年目〕

- 1日目【講義】射撃技術の基本と捕獲における安全管理（4時間）
  - ・安全管理、実習（射撃技術の基本）
- 2日目【講義】静的射撃の技術と射撃練習（5時間 2回）
  - ・静的射撃の基礎理論と捕獲現場での応用、実習（静的射撃の練習）
- 3日目【講義】動的射撃の技術と射撃練習（4時間 2回）
  - ・動的射撃の基礎理論と捕獲現場での応用、実習（動的射撃の練習）
- 4日目【講義】狩猟学講座と将来目指すべき狩猟者像（4時間）
  - ・狩猟や捕獲現場の変化、先輩ハンターとのトークセッション
- 5～8日目【実習】猟銃での銃猟等実習（県南部地域及び県北部地域）



## 7 県内及び近隣府県の射撃場の現状

### (1) 兵庫県内の射撃場

施設名	施設概要
須磨総合(神戸市西区)	スキート1面、ライフル1面、空気銃1面
上郡クレー(上郡町)	スキート1面 ※土日のみの営業

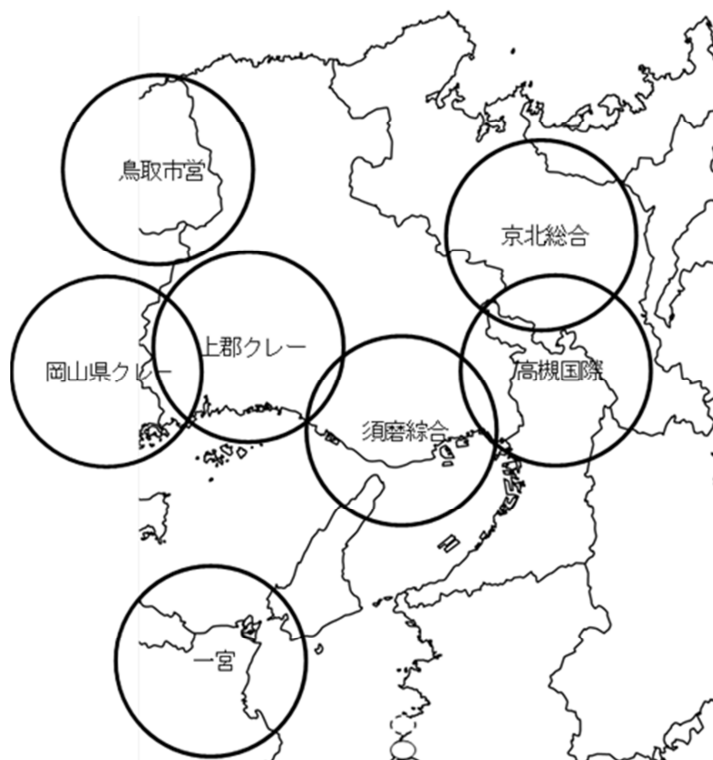
### 【これまでに閉鎖された施設】

施設名(場所)	施設内容	閉鎖	備考
兵庫県クレー 神戸市西区	スキート1面、トラップ1面	H21	
姫路クレー 姫路市	スキート1面、トラップ1面	H21	経営悪化等
近畿国際総合 養父市	スキート1面、トラップ2面	S60	経営悪化等
菖蒲沢 朝来市	ライフル2面	H24	違反等

### (2) 近隣府県の射撃場

施設名	施設概要
京北総合(京都市)	スキート1面、トラップ1面、ライフル2面
高槻国際(高槻市)	スキート1面、トラップ2面
岡山県クレー(岡山市)	スキート2面、トラップ2面
鳥取クレー(鳥取市)	スキート1面、トラップ1面
一宮(徳島市)	スキート1面、トラップ1面、ライフル1面、空気銃1面

### 【射撃場の位置図 ※円は30km範囲】



## 8 狩猟者育成センター整備検討会の概要

### (1) 設置目的

狩猟知識・技術の習得や銃猟等による捕獲技術力の向上を目的とした「狩猟者育成センター(仮称)(以下「育成センター」という。)」の整備検討について、有識者や関係者等からの専門的な意見を聴取するため、「狩猟者育成センター(仮称)整備検討会」を開催した。

### (2) 検討事項

- ① 育成センターの整備場所に関する事。
- ② 育成センターの規模、運営方法に関する事。
- ③ 育成センター周辺の環境対策に関する事。
- ④ その他必要な事項

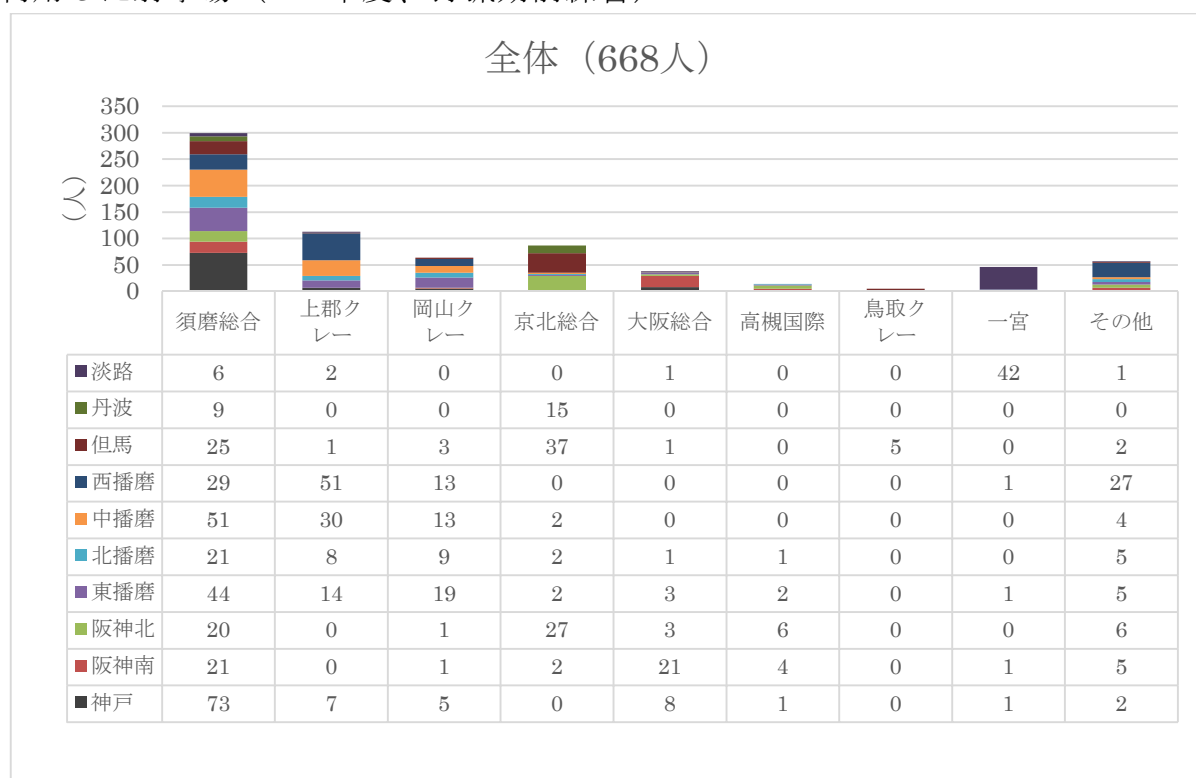
### (4) 検討概要

開催日		内容
1回	10/16	施設整備の必要性、候補地6箇所の概要協議 等
2回	12/18	候補地の絞り込み、施設規模の検討 等
3回	3/14	利用者確保対策、候補地の環境調査 等
現地	12/18	候補地3箇所(姫路市、たつの市、三木市)の現地調査

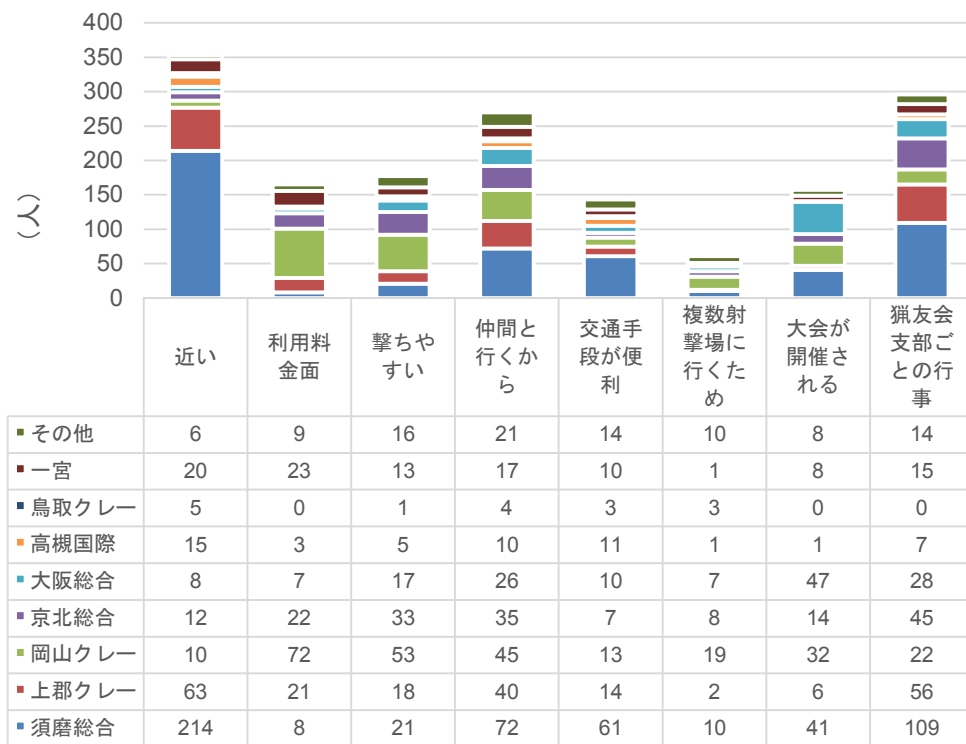
### (5) 狩猟者アンケート結果

銃猟免許取得者 668 人（全体の約 3 割）から回答を得た。

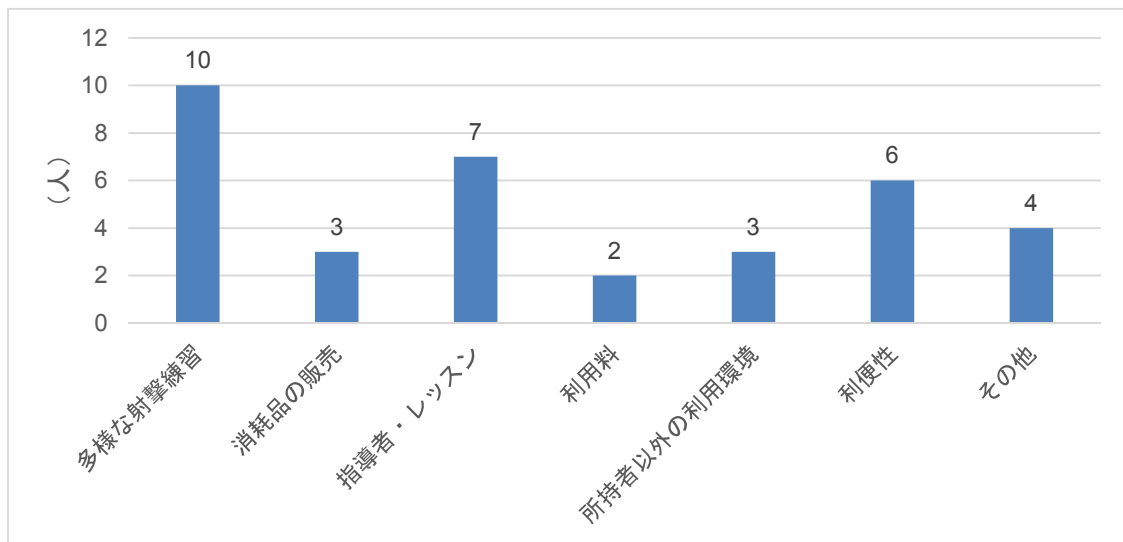
#### ①利用した射撃場（H28 年度、狩猟期前練習）



## ②施設を利用した理由



## ③20～30代の射撃場に対する要望



#### ④その他自由意見（一部抜粋）

##### ●設置地域について

- 兵庫北部には射撃場がなくかなり不便である。
- 設備が良く、交通手段が便利な所に作ってほしい。

##### ●利用料金を安くしてほしい

- ライフル・スラッグ射場の併設。料金もほとんどの射場が1日あたり4000～5000円で弾数を撃たなくても料金が高いのでちょっと打ちたいときに行きにくい。1日単位ではなく1時間単位の料金設定のある射場が欲しい。

##### ●技術やマナーを学びたい、レッスンを受けたい

- 射撃技術の指導(マナー、安全面も)。安全講習会の開催。
- 射撃協会に入っている方に基本的な事から技術的な事も指導してもらい、安全で上手な銃の取り扱いが皆できるようになればよい。
- 狩猟、射撃ともに指導人材が現状不足していると思います。クレー射撃協会の指導者や競技選手が定期的に指導できるような仕組みやレッスン開催を検討してほしい。

##### ●希望する施設、設備

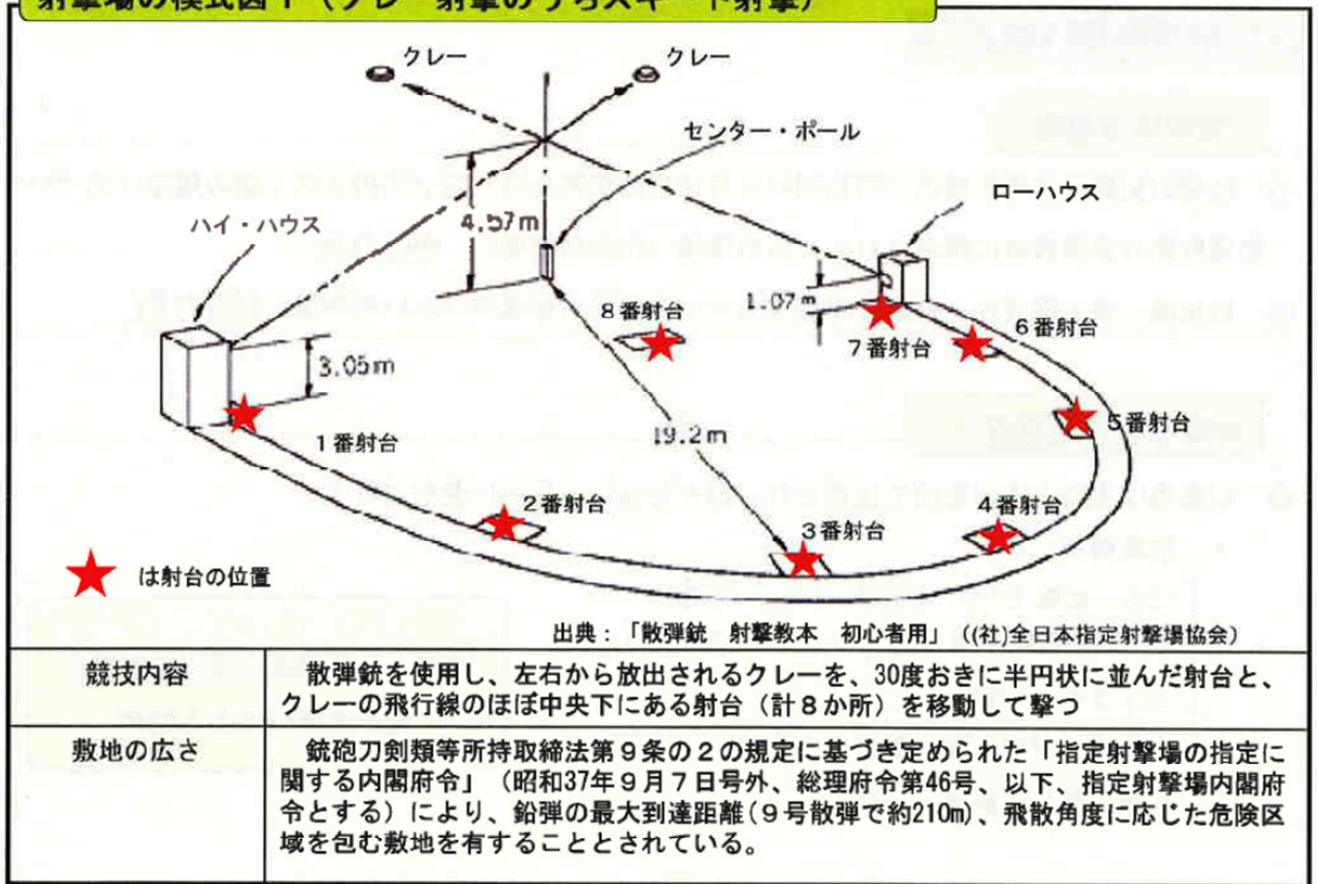
- 雰囲気は明るめで一般の見学者にも開放され、興味を持つ人が射撃・狩猟について実地の情報収集、意見交換が行える場になる事を希望する。
- ビームライフル、射撃シュミレーター、ジビエ料理レストランなどの設備を併設してはどうか。
- トイレ完備、有料でもいいのでシャワー完備、カフェ、クラブハウスなど気軽にみんなが行きやすい施設を併設してほしい。

##### ●射撃の練習機能について

- ライフル射場は50m、100m設置を希望する。
- スキート、トラップ、ランニングターゲット等の各種射撃が出来る施設がいい。

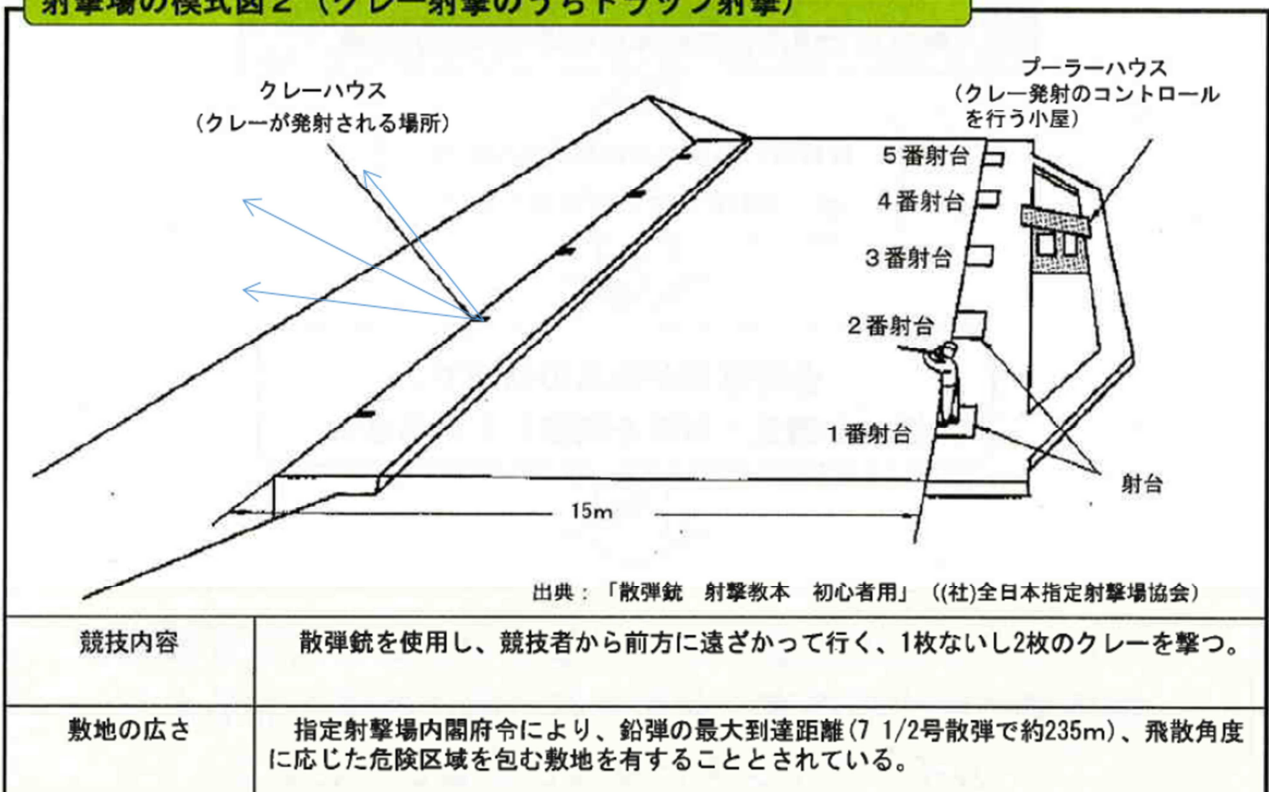
## 9 クレー射撃の模式図

射撃場の模式図1 (クレー射撃のうちスキート射撃)



【3方向にランダムに標的が放出】

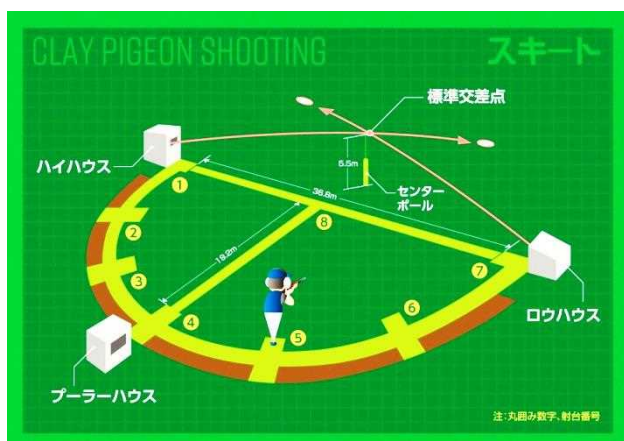
射撃場の模式図2 (クレー射撃のうちトラップ射撃)



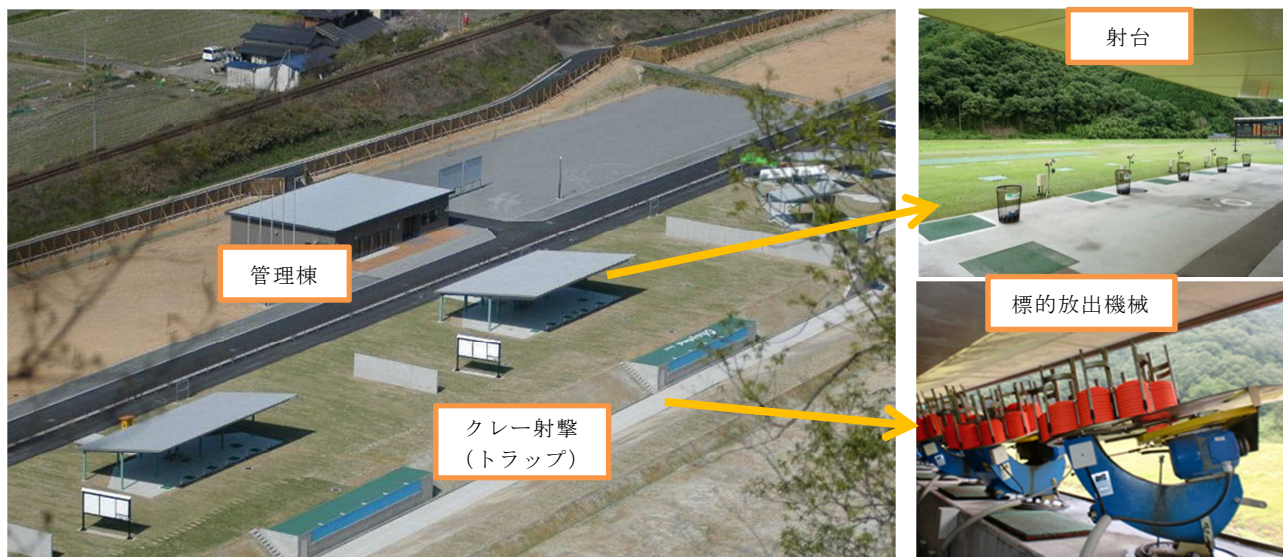
参考 1 : 福岡県の施設配置状況 (航空写真より)



(出典) 国土地理院の地形図を使用しています。



参考 2 : 岡山県の施設整備状況



狩猟者を取り囲む地方公共団体の役割について

	県警 (公安)	県	市町	根拠法令等
狩猟免許の 取得		○		<p><b>【鳥獣保護管理法第 39 条第 1 項（要旨）】</b>            狩猟をしようとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない（全国通用）。</p>
鳥獣の保護及 び管理の担い 手の確保及び 育成  狩猟後継者の 確保及び育成		○		<p><b>【鳥獣保護管理法第 4 条第 1 項（要旨）】</b>  <u>都道府県知事は、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定めるものとする。</u></p> <p><b>【鳥獣保護管理法第 4 条第 2 項（要旨（関係部分抜粋））】</b>  <u>鳥獣保護管理事業計画においては、鳥獣保護管理事業の実施の体制を整備するため、鳥獣の保護及び管理の担い手の育成等について定めなければならない。</u></p> <p>★これに基づき、兵庫県は『第 12 次鳥獣保護管理事業計画』を策定。            同計画第 9 章 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項に、<u>狩猟者の育成について記載している。</u></p> <p><b>【鳥獣保護管理法第 5 条】</b>            都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画の達成に必要な措置を講ずるものとする。</p>
被害対策の ための捕獲		(○)	○	<p><b>【鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項（要旨）】</b>            鳥獣の管理の目的等で鳥獣を捕獲しようとする者は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。            ※兵庫県では、シカ・イノシシ等主な獣種の捕獲許可権限は市町に移譲している。</p>
銃の所持許可	○			<p><b>【銃刀法第 4 条の 2（要旨（関係部分抜粋））】</b>  <u>狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃等を所持しようとする者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。</u></p>
射撃場の基準 合致指定	○			<p><b>【銃刀法第 9 条の 2（要旨）】</b>  <u>都道府県公安委員会は、射撃場のうち、構造設備や管理の方法が内閣府令（※）で定める基準に適合するものを、当該射撃場の管理者等の申請に基づき、指定射撃場として指定することができる。</u></p> <p>※指定射撃場の指定に関する内閣府令（一例）            射座の外縁から学校、病院、人家等の施設の敷地までが一定の距離以上離れていること            射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと等</p> <p><b>【銃刀法第 10 条第 2 項（要旨（関係部分抜粋））】</b>  <u>銃刀法第 4 条等の規定による許可を受けた者は、狩猟及び有害捕獲を行う場合又は指定射撃場等において、その指定射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合等を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。</u></p>